

真岡市商工振興資金一覧

(令和4年4月1日現在)

資金名	必要な資格	資金の用途	資金限度額	返済期間	利率 年利%	担保	保証	保証料 補助
運転資金 運転資金を必要とするとき	・市内で1年以上同一事業を営み、 市税に未納のない中小企業者	1. 商品仕入、買掛金支払、 手形の決済等 2. 真岡市商工振興資金 (運転・設備)の既往 借入金の借換え	1,000万円	3年以内 期日一括又は元金均等月賦返済	1.3	原則無担保	栃木県信用保証協会の保証と金融機関・保証協会の定める保証人規定 「原則として、個人は無し、法人は代表者のみ」	保証料全額補助
				5年以内 期日一括又は元金均等月賦返済	1.5			
				7年以内 期日一括又は元金均等月賦返済	1.7			
設備資金 設備改善等の設備資金を 必要とするとき	・市内で1年以上同一事業を営み、 市税に未納のない中小企業者	1. 機械器具等の購入 2. 設備の改善 3. 従業員の福利に関する 設備等の設備資金	2,000万円	3年以内 元金均等月賦返済(据置6ヵ月以内)	1.3	協議による 金融機関との	※真岡市では、市内中小企業者への金融支援策として これらの融資実行時に、栃木県信用保証協会経由で 保証料を全額補助する制度を設けています。	
				5年以内 元金均等月賦返済(据置6ヵ月以内)	1.5			
				7年以内 元金均等月賦返済(据置6ヵ月以内)	1.7			
				10年以内 元金均等月賦返済(据置6ヵ月以内)	1.9			
創業資金 創業する方及び創業後1年 未満の方の運転、設備資金	・市内に事業所を開設する小規模企業者で、 市内に2年以上居住し、市税に未納のない方 又は出身者(二親等以内の親族が市内に2年 以上居住する方)	融資振興会等が創業に 必要と認めた 運転、設備資金	500万円	5年以内 元金均等月賦返済(据置6ヵ月以内)	1.5	協議による 金融機関との		
季節資金 夏季(6月～8月)と 年末(11月～12月)の事業経営 に必要な運転資金	・市内で1年以上同一事業を営み、 市税に未納のない中小企業者	商品仕入、買掛金支払、 手形の決済等の運転資金	夏季・年末 各々500万円	<6月～8月申込み> 翌年3月末日まで 期日一括又は元金均等月賦償還 <11月～12月申込み> 翌年9月末日まで 期日一括又は元金均等月賦償還	1.2			
緊急経営対策資金 特定の要因による景気低迷や 自然災害等で運転、設備資金 を必要とするとき	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納の ない方で、景気低迷による売上げ不振等*や 自然災害等の影響を受け、次のいずれかに該当 する中小企業者 ※市が認める特定の要因による景気低迷(新型コロナ ウイルス感染症が対象)。 ① 最近1か月の売上高等が前年同月又は前々年 同月に比較して3%以上減少しており、かつ、 その後の2か月を含む3か月の売上高等が 3%以上減少する見込みであるもの。 ② セーフティネット保証4号認定者 ③ セーフティネット保証5号認定者 ④ 自然災害等影響を受け、申込みの1年以内に 本市の罹災証明等を交付されたもの。	1. 経営安定に必要な 運転資金 2. 新型コロナウイルス感染症 緊急対策資金の既往 借入金の借換え 3. 自然災害等により必要と なった設備資金 (資格④の場合のみ)	運転:1,000万円	5年以内 期日一括又は元金均等月賦返済 (据置1年以内) ※()内利率は責任共有制度対象外	1.0 (0.8)	原則無担保		
			設備:2,000万円	10年以内 期日一括又は元金均等月賦返済 (据置1年以内) ※()内利率は責任共有制度対象外	1.2 (1.0)			

この他にも、関連倒産防止資金、商工業者育成資金、特別小口資金、商エタウン特別資金があります。
 詳しくは、真岡市商工観光課 商工業係へお問い合わせください。

【問い合わせ】 真岡市商工観光課 商工業係
 ☎0285-83-8134